
令和5年第1回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和5年1月10日（火）午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場 本庁 3-2・3-3会議室
3. 出席委員 10（名）

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
出席	副会長	13番	吉田 俊明
欠席	委員	1番	前田 好嗣
欠席	委員	2番	出口 貞味
出席	委員	3番	蛭崎 幸生
欠席	委員	4番	椎葉 千亜紀
出席	委員	5番	西田 浩二
欠席	委員	6番	宮野 葵
出席	委員	7番	横山 員伸
出席	委員	8番	浅野 正博
出席	委員	9番	小野 俊明
出席	委員	10番	繁永 大輔
出席	委員	11番	築別 修一
出席	委員	12番	平野 力範

4. 事務局
事務局長 北代 幸介
事務局 係長 瀬戸 美里
門田 純二

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 議案第2号 非農地証明について
- 第4 議案第3号 令和4年度農用地利用集積計画書（案）について
- 第5 報告事項
- 第6 その他

6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

令和5年 第1回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、10名です。定足数に達しています。ただいまから令和5年第1回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、8番：浅野委員さん、9番：小野委員さんを指名いたします。よろしくお願ひします。

日程第2、議案第1号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 議案の朗読が終わりました。
議案第1号の1、申請人：〇〇さんの件につきまして、繁永委員さんから説明をお願いします。

10番（繁永委員） この案件につきましては、安武地区学習等供用施設周辺に位置する農地です。今回、申請者である、〇〇在住の〇〇さんが、現所有者の〇〇在住の〇〇さんからの要望で売買により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思しますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第1号の2、申請人：〇〇さんの件につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局

この案件につきましては、袈裟丸集会所から南西に200m程行った所にある農地です。今回、申請者である、〇〇在住の〇〇さんが、現所有者の〇〇在住の〇〇さんからの要望で贈与により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。

ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第1号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第1号の3、申請人：〇〇さんの件につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局

この案件につきましては、上ノ河内公民館から北に400m程行った所にある農地です。今回、申請者である、〇〇在住の〇〇さんが、築上町「空き家バンク」物件登録済みの家屋と、令和4年2月定例総会にて指定を受けた空き家に付属した農地を現所有者の〇〇在住の〇〇さんから、同時に取得するものです。取得農地を3年以上耕作する誓約書、農用地利用計画書も添付されており、取得農地を全て利用すること地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相

当するものと思いますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

13番（平野委員） 申請農地にはどのようにアクセスするのか、また農機はどうなっているのか。

事務局 家側から進入路がありますのでアクセスは可能です。
農機具については現所有者から譲り受けるようになっています。

議長（蛭崎会長） 他に質問はございませんか。

委員 「意義なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第1号の3、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第1号の4、申請人：〇〇さんの件につきまして、平野委員から説明をお願いします。

13番（平野委員） この案件につきましては、旧宮原商店から北東に200m程行った所にある農地です。今回、申請者である、〇〇在住の〇〇さんが、現所有者の〇〇在住の〇〇さんからの要望で売買により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの4番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の4については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号の4、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

日程第3、議案第2号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第2号「非農地証明について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局 【 議案説明 】

議長（蛭崎会長） 事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等がありませんので、お諮りいたします。

ただいまの非農地証明について、非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

よって非農地証明については承認、証明書、交付することといたします。

日程第4、議案第3号

議長（蛭崎会長） 日程第4、議案第3号「令和4年度農地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の説明が終わりました。
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第5、報告事項

議長（蛭崎会長） 日程第5、「報告事項」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 報告事項一括朗読 】
農業耕作者・管理者名義変更届出 7件
農業用施設用地届出 1件

議長（蛭崎会長） ただいまの議案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長） 以上をもちまして、令和5年第1回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

令和5年 月 日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

8番委員（浅野 正博 委員）：

署名委員

9番委員（小野 俊明 委員）：
